

土地区画整理事業区域内の地名地番の表記について

各種申請における「地名地番」（申請敷地）の表記について、建築物の計画敷地が土地区画整理事業区域内に該当する場合、下記を参考に表記していただくようお願いいたします。

記

1 正式名称

志太広域都市計画事業 焼津市(南部・会下ノ島石津)土地区画整理事業 第○街区符号○

2 問題がない例

(1) 焼津市 会下ノ島石津土地区画整理事業 ○街区符号○

→「志太広域都市計画事業」、「第」を省くことは問題ありません。

(2) 静岡県焼津市 南部土地区画整理事業区域内（地内・地区） ○街区符号○

→「静岡県」、「区域内」、「地内」、「地区」を加えることは問題ありません。

(3) その他

・従前地の記載はあっても問題ありません。

・「仮換地」、「保留地」、「一般保留地」、「付け保留地」の文言記載は不要です。

3 修正していただく例

(1) 静岡県焼津市 志太広域都市計画事業

焼津市 会下ノ島石津土地区画整理事業○街区符号○

→「焼津市」が被る表記または「志太広域都市計画事業」の前に「静岡県焼津市」を表記しないでください。

(2) 静岡焼津市 南部地区 第○街区符号○

→「土地区画整理事業」であることが分かるよう表記してください。

(3) 静岡県焼津市 志太広域都市計画事業 ○街区符号○

→焼津市では2つの地区で土地区画整理事業を行っています。南部土地区画整理事業または会下ノ島石津土地区画整理事業のどちらか分かるよう表記してください。

(担当)

焼津市都市政策部建築住宅課建築審査担当

TEL : 054-626-2161

FAX : 054-626-2184

e-mail : kenchiku@city.yaizu.lg.jp